

相続と成年後見制度の基礎



家族法制基礎研究所
所長 小林 徹

も く じ

1. 相続制度の基礎

- 1 - 1 相続制度の基礎事項
- 1 - 2 遺産分割と各種期限
- 1 - 3 民法と相続税制の相違点

2. 相続対策

- 2 - 1 生前贈与・保険の活用
- 2 - 2 遺言の活用
- 2 - 3 遺言の特徴と保管制度
- 2 - 4 信託の活用

3. 成年後見制度の基礎

- 3 - 1 成年後見制度の概要
- 3 - 2 成年後見制度の現状
- 3 - 3 法定後見制度の概要
- 3 - 4 後見人等の権限
- 3 - 5 任意後見制度の概要

4. まとめ



1. 相続制度の基礎

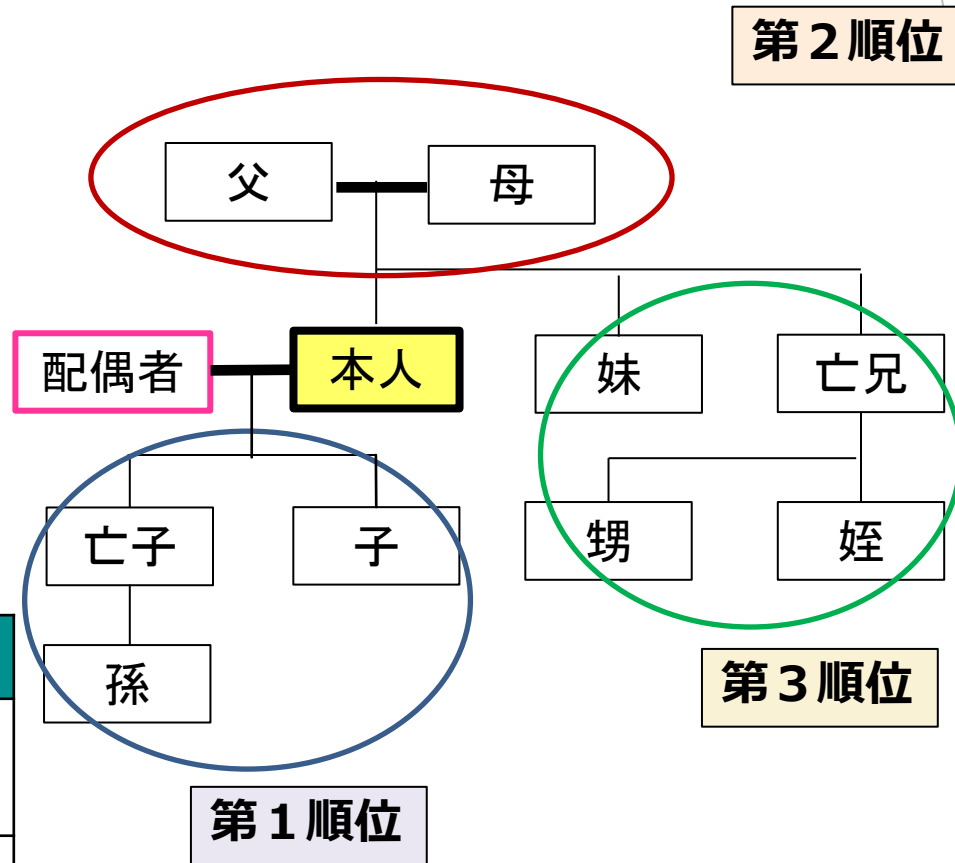


1. 相続制度の基礎

1-1 相続制度の基礎事項

<「相続」とは?>

- ①被相続人の死亡によって、
 - ②相続人が、
 - ③相続開始の時から、
 - ④被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継すること。
- 一身専属権は、承継しない。



	法定相続分		遺留分	
配偶者と子	配偶者	1 / 2	配偶者	1 / 4
	子	1 / 2	子	1 / 4
配偶者と直系尊属	配偶者	2 / 3	配偶者	1 / 3
	直系尊属	1 / 3	直系尊属	1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3 / 4	配偶者	1 / 2
	兄弟姉妹	1 / 4	兄弟姉妹	なし

1. 相続制度の基礎

1-2 遺産分割と各種期限

<遺産分割の方法>

- ・ 現物分割
- ・ 代償分割
- ・ 換価分割
- ・ 共有分割

問題の先
送りです

★不動産の評価は「時価」です！
相続税評価額と異なります。

(参考)

- ・ 地価公示価格、地価調査価格
- ・ 路線価
- ・ 固定資産税評価額

遺留分の放棄 (+ 遺言 !)
(家庭裁判所の許可が必要)

～～相続開始～～

3か月以内 (熟慮期間)

- ・ 単純承認 (手続き不要)
- ・ 限定承認 (家庭裁判所に相続人全員で)
- ・ 相続放棄 (家庭裁判所に単独で)

4か月以内 (知った日の翌日から)

- ・ 準確定申告・納付

10か月以内 (知った日の翌日から)

- ・ 相続税の申告・納付

1. 相続制度の基礎

1 - 3 民法と相続税制の相違点

「相続法（民法）」と「相続税制」の違いに気を付けましょう！

	民法	相続税制
特別受益	相続人への生計の資本、婚姻等のための生前贈与は、原則全て持戻し* (民法§903)	3年以内の生前贈与は加算 (相続税法§19)
特別受益の評価	相続開始時に贈与財産がなお原状のままと仮定した時価 (民法§904)	贈与時の価額 (相続税法基本通達19-1)
養子の数	全ての養子が実子と同様の扱い	基礎控除等のカウント ・実子有…養子1人 ・実子無…養子2人まで
死亡保険金	相続財産ではない (受取人の固有の権利)	みなし相続財産 (非課税部分あり)

* 公平を期すため特別受益財産（生計の資本等の贈与財産）を加算して（持戻して）具体的相続分を算定する制度
配偶者への住宅・同取得資金贈与や直系尊属からの住宅取得等資金贈与は、民法上の特別受益にあたる
(例外) 20年以上婚姻夫婦の場合、自宅の贈与・遺贈は持戻し免除の推定あり (民法§903④)

2. 相続対策



2. 相続対策

2-1 生前贈与・保険の活用

生前贈与

遺留分侵害額請求があっても、
贈与は取り消されない

<長所> 承継させたい財産を確実に交付できる

<短所> 遺留分制度・特別受益の持戻し制度に服する
・・・贈与しても無駄になるリスクもある

⇒民法と相続税制の両方を確認する必要がある

保険

<長所> ・ 請求すれば、**すぐに**受け取れる
・ (民法) 相続財産ではない = 原則、持戻しの対象外
最決H16・10・29
・ (相続税法) みなし相続財産 500万円×法定相続人数の非課税部分あり

<短所> ・ 受け取るのは金銭 (保険金請求権) のみ
・ 持戻し、非課税部分は確実ではない

2. 相続対策

2-2 遺言の活用



***いずれの遺言も効果は同じ**

遺言活用のポイント

- ♪ **全財産の帰趨**を決めることができる優れた制度
- ♪ 「**次の次**」までを決めるのは困難（後継ぎ遺贈問題）
- ♪ **身分行為（認知、廃除等）**についても決めることができる制度
- ♪ **成立（有効）の要件**が厳しい・・・効果が大きいため
・・・遺言無効の場合、取り返しがつかない
- ♪ 遺言書の**紛失や偽造**等の問題がある（自筆証書遺言）
- ♪ **遺言執行者**がない場合、執行ができずに絵にかいた餅状態になるリスク
- ♪ 「**検認**」制度により、遺言執行までにかなりの時間を要する⇒例外2つ

2. 相続対策

2-3 遺言の特徴と保管制度

	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	全文、日付、氏名をすべて自書し、押印する 財産目録はワープロ作成やコピーが可能	公証人の前で2人以上の証人立会いの下、 遺言内容を口授する 原本が公証役場で保管される
長所	誰にも知られず、自分だけで作成できる 費用がかからない 遺言の撤回や書き換えが容易	形式不備で遺言が無効になることがない 偽造、紛失、隠匿のリスクがない 家庭裁判所の検認が不要
短所	形式不備で遺言が無効になるリスクがある 偽造、紛失、隠匿のリスクがある 家庭裁判所で検認が必要 記載内容不明確で執行できないリスクがある	証人の立会が必要（2人以上） 公正証書作成費用がかかる

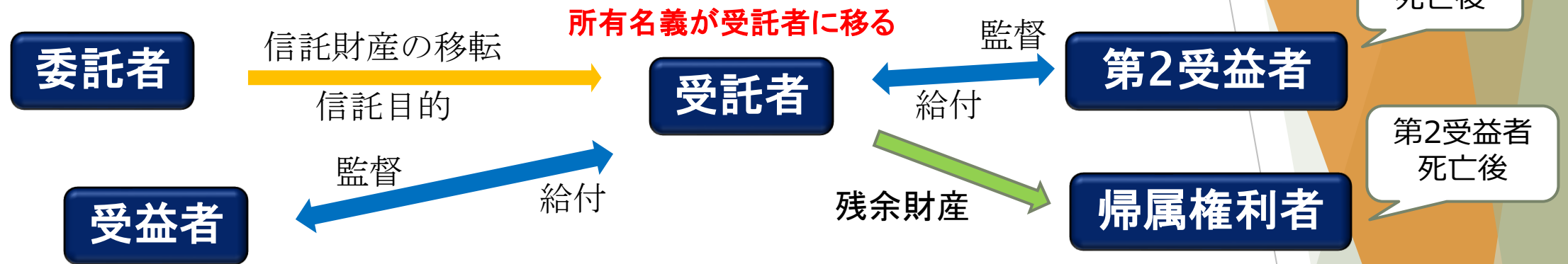
自筆証書遺言の保管制度（2020.7～）

- ・ 無封の自筆証書遺言を法務局に預けることができる @3,900円
- ・ 遺言者は法務局に出向かなければならない
- ・ 遺言者死亡後、相続人等は法務局に遺言の存否確認、閲覧、遺言書情報証明書の交付を請求できる
- ・ 上記朱字部分の短所が改善された

2. 相続対策

2-4 信託の活用

★「信託」は財産の管理・承継の制度です



- 信託財産⇒外見上、自己の財産から「外に出す」
 - ⇒生前・・・信託財産は成年後見人の管理の対象外に
 - ⇒管理、給付・・・委託者の認知症や死亡の影響を受けずに給付が可能
 - ⇒死後・・・委託者の「相続財産」でない
= 受託者から受益者に直接財産を承継させる
- 「次の次」の承継が可能
- 遺留分制度に服する＆相続税の節税効果はない

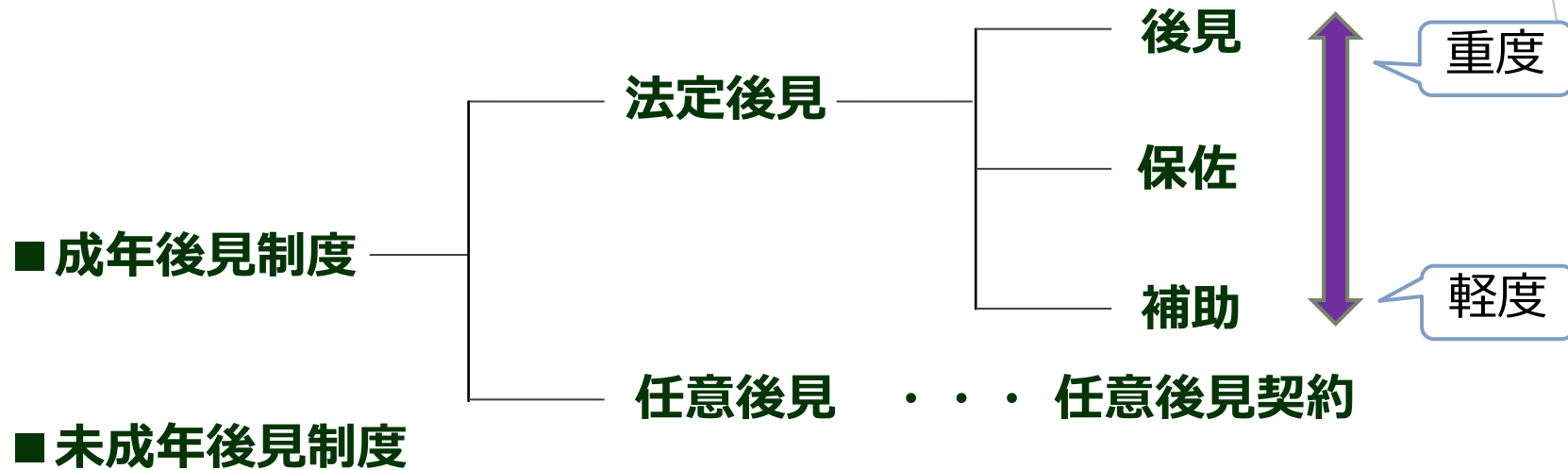
所有名義は受託者
受益者は受給権と監督権

3. 成年後見制度の基礎



3. 成年後見制度の基礎

3-1 成年後見制度の概要



2010年 成年後見法世界会議 横浜宣言

2000年にスタート
(以前は禁治産制度)

成年後見制度利用促進法
(2016年)

利用促進基本計画
各市町村に基本計画
中核機関設置
地域連携ネットワーク構築

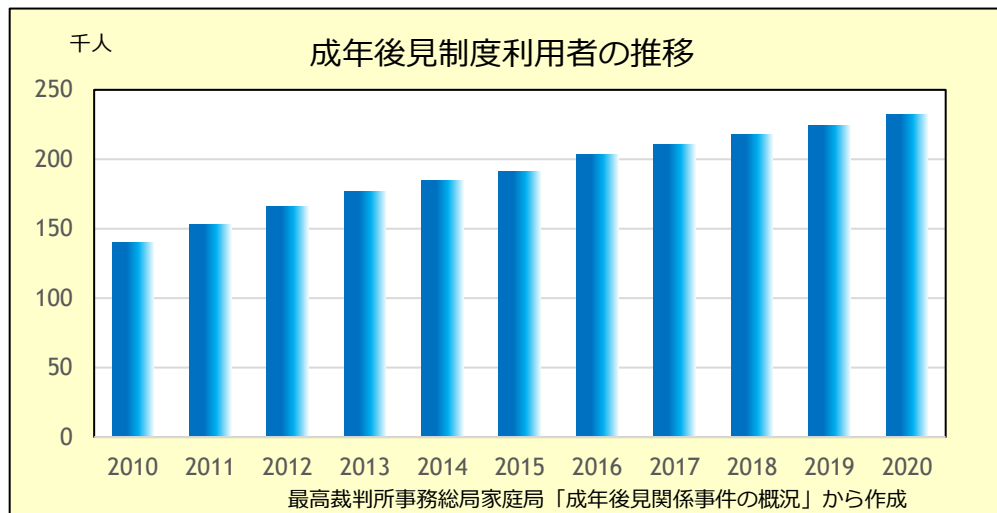
○判断能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を家庭裁判所が選任審判することで、本人を法律的に支援する制度

○「当事者&裁判所」⇒「当事者&裁判所&行政」体制で使い勝手を改善し、身近な制度へ

3. 成年後見制度の基礎

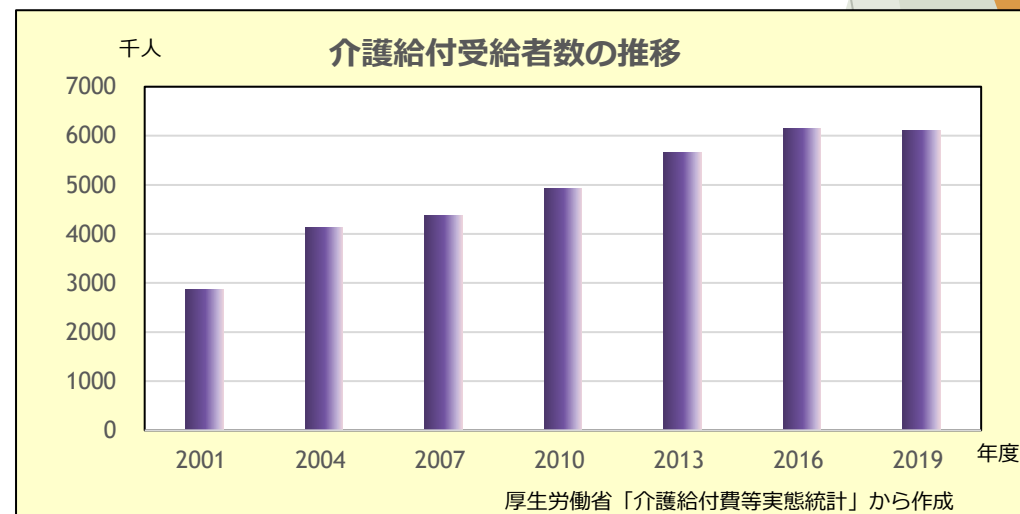
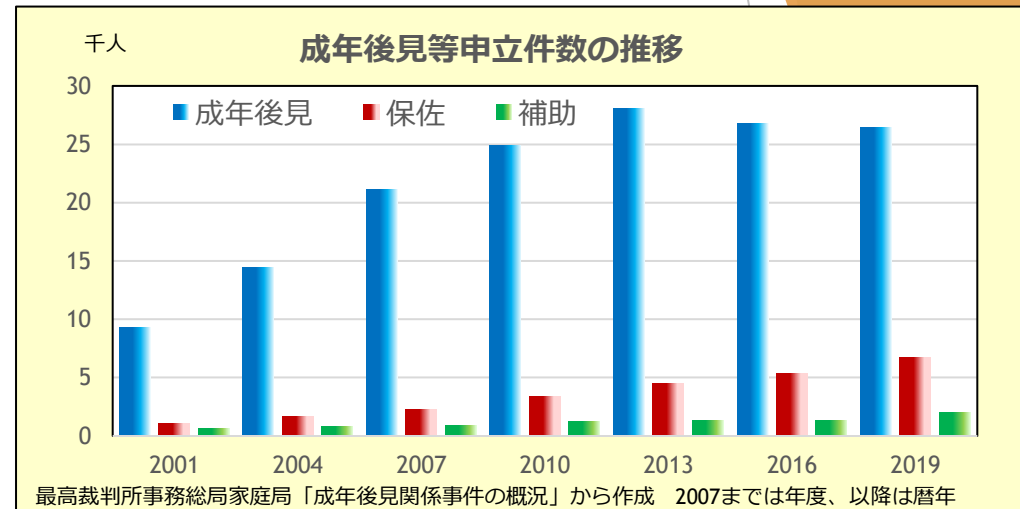
3-2 成年後見制度の現状

成年後見制度と介護保険制度はいずれも2000年に開始されたが、その活用に大きな差があるしかも、後見が多く、補助が少ない



申立動機

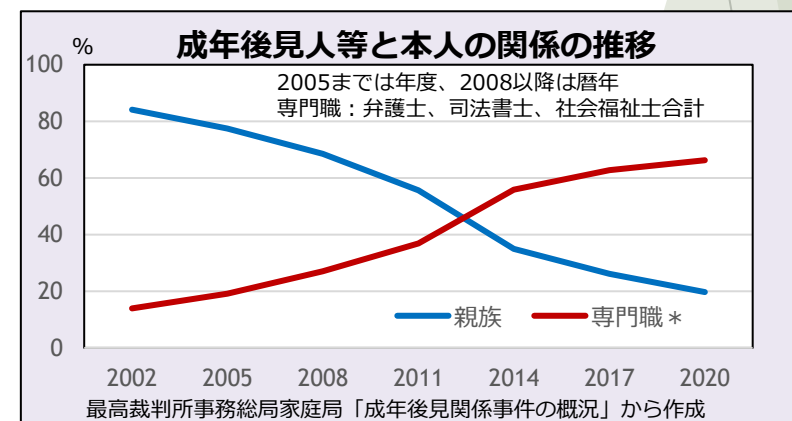
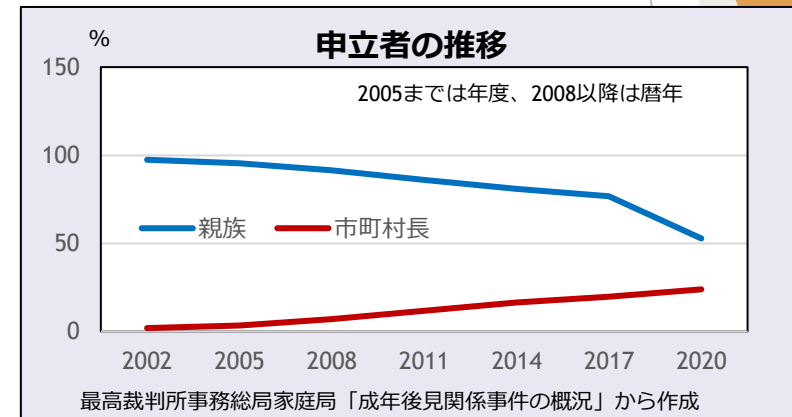
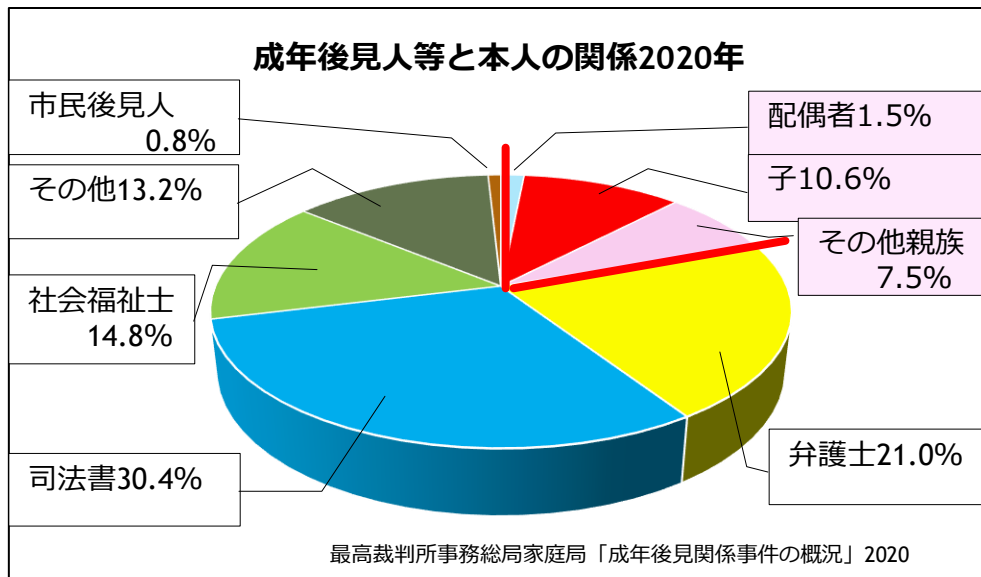
①預貯金管理	37.1%	④不動産処分	10.4%
②身上保護	23.7%	⑤相続手続き	8.0%
③介護保険契約	12.0%		



3. 成年後見制度の基礎

3-3 法定後見制度の概要

- ♪ 判断能力が不十分に⇒家庭裁判所に申立⇒審判（候補者が選任されないこともある）
- ♪ 成年後見人等が、身上保護に配慮しつつ、本人に代わり、法律事務を行う
- ♪ 任期は、被後見人の判断能力回復や死亡まで⇒辞任には家庭裁判所の許可が必要
- ♪ 成年後見人等は家庭裁判所に定期的に報告
- ♪ 複数後見、法人後見も可能
- ♪ 家庭裁判所からの囑託により登記される



3. 成年後見制度の基礎

3-4 後見人等の権限

後見人

財産管理&身上保護に関する
全般的な**代理権、取消権**
(日用品購入等を除く)
被後見人の郵便物の管理
被後見人死亡時の財産管理、
債務の弁済、火葬・埋葬

補助人

特定の民法§13①事項についての
同意権、取消権&特定の法律行為
についての**代理権**を家裁が指定
(自己決定を尊重)

保佐人

借金、保証、不動産等の得喪、訴訟、相続の承認・放棄、遺産分割等の重要な事項に関する**同意権、取消権**(民法§13①)
特定の法律行為についての
代理権を家裁が指定

<家庭裁判所の関与>

- 後見等状況の家裁への定期的報告
- 居住用不動産の処分の許可
- 後見人による郵便物の管理の許可、
火葬・埋葬の許可
- 利益相反の場合：「特別代理人」選任
- 後見人等の報酬の決定
(親族は原則無報酬)

3. 成年後見制度の基礎

3-5 任意後見制度の概要

- 判断能力があるうちに、将来の判断能力の低下に備えて、自分の選んだ**任意後見受任者**と「任意後見契約」を公正証書で締結しておく
- 受任者は、個人でも法人でも可能
- 契約作成の事実が公証人の囑託により登記される
- 判断能力が低下したら、**任意後見監督人**選任審判を経て、任意後見受任者が**任意後見人**として本人を代理していく制度
- 「どのような内容の代理権か？」を任意後見契約に記載しておく

「任意後見契約」
締結
(停止条件付契約)



判断能力が衰えたら、家族・
任意後見受任者等が**家庭
裁判所**に「**任意後見監督人**」
の選任を申し立てる
* 任意後見監督人には毎月
報酬が発生する



任意後見人が後見
事務（法律行為）
を行い、これを
任意後見監督人が
監督していく

4. まとめ

各種制度を連携させることで、家族のニーズを満たすことができます

